





# 企業内違法コピーと現状





 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会      Association of Copyright for Computer Software



## 違法コピーの種類

- 海賊版の利用
  - 市場で購入、インターネットオークションで購入、インターネットからダウンロード
  - 客先、社員からの借り受け
  - PC購入時からライセンスなくインストールしてある
- ライセンス数の超過
  - パッケージを一つだけ購入して使い回す
  - ソフトウェア再導入の際の消し忘れ
  - ソフトウェア管理の不徹底



 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会      Association of Copyright for Computer Software

## 違法コピーの理由

- 意図的なもの
  - 組織内部のことだからバレないだろう
  - パッケージを買ったので、いくつコピーしてもいい
  - もしバレたら、その時に買えばいい
- 意識不足によるもの
  - 誰かが管理しているにちがいない
  - 違法コピーはいけないことだと誰でも知っているはずだ



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## 違法コピー発覚の契機

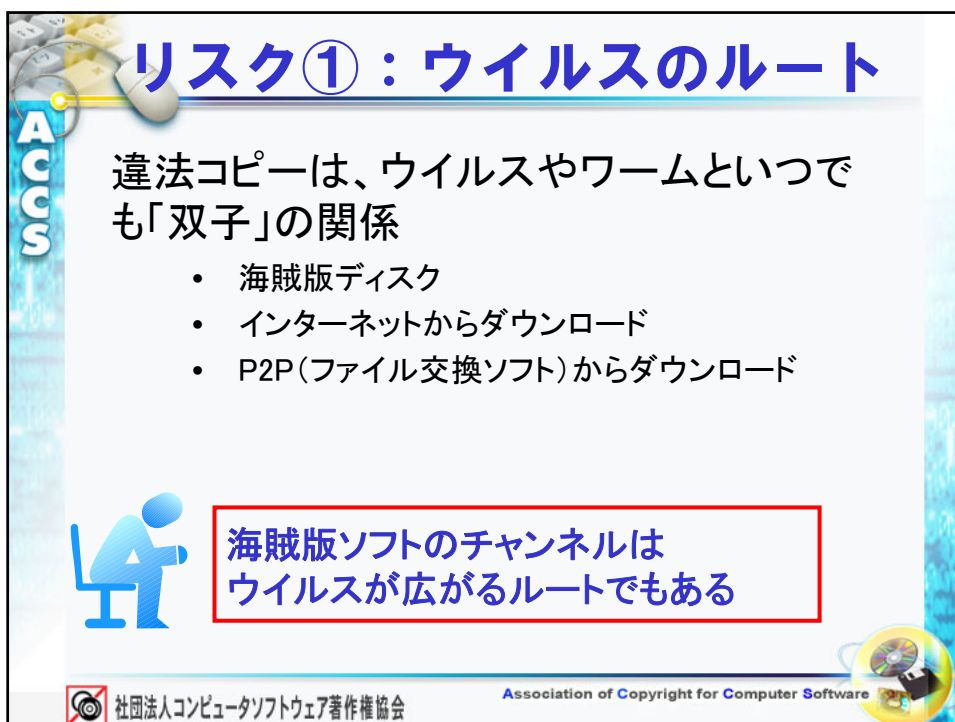
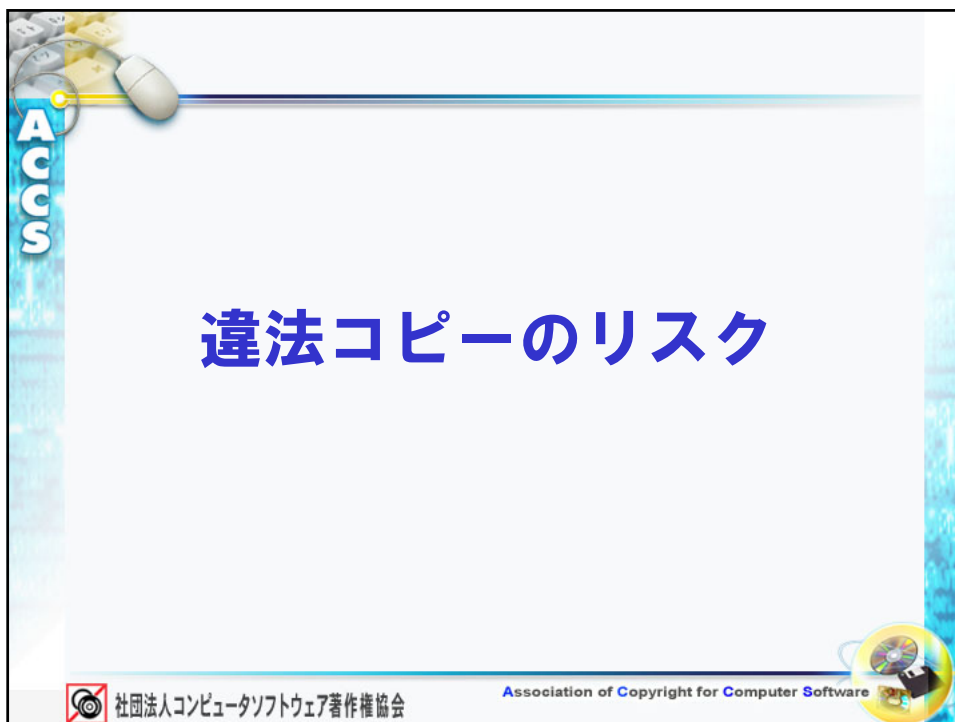
- 従業員などによる「情報提供」
  - ソフトウェア違法コピー問題の「一般化」
  - 組織と従業員との関係の変化
  - 情報発信の容易さ(インターネット)
  - 「公益通報者保護法」の施行(日本)



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software





## リスク②：無保証

- 海賊版が正常に動かないことは「日常茶飯事」
- マニュアルやヘルプもない
- 技術サポートもない
- バージョンアップや更新も不可能



- ▼常にシステムクラッシュや再インストールの「悪夢」に陥ってはいられない
- ▼ITシステム構築がもたらす組織的な競争力に欠如してしまう



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software

## リスク③：法的責任①

- 日本国内

	刑事罰	民事責任
組織	3億円以下の罰金	・組織としての損害賠償責任
代表者	10年以下の懲役または1000万円以下の罰金(併科あり)	・代表者の積極的な関与による違法コピーに対する損害賠償責任
従業員		・従業員が行う違法コピーを放置したことに対する損害賠償責任 ・従業員が自分の判断で行った違法コピーに対する損害賠償責任



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software

## リスク③：法的責任②

- 中国国内
  - 刑事責任、民事責任、行政処罰 (版權局)
  - Discreet社 vs. 上海対点文化伝播有限公司 (50万元, 2002.11.14)
  - Autodesk社 vs. 北京龍発建築裝修有限公司 (149万元, 2003.9.16)



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software

## リスク③：法的責任③

- 支出の増大
  - 損害賠償金の支払い
  - 弁護士費用・訴訟費用
  - 実態調査にかかる時間・人員
- 正常化に伴う作業
  - 違法コピーの削除
  - 必要なソフトウェアの新規購入



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software

## リスク④：企業イメージ低下

- 名誉及び社会的信用の低下、失墜
- 顧客忠誠度▼ 顧客流失▼ 売り上げ▼
- 株式上場の際の審査の長期化



責任感がない;信頼できない企業と  
思われてしまう



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software

## 企業における 違法コピー防止策



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software

## <参考>ソフトウェアの種類

- 一口に「ソフトウェア」と言っても・・・
  - Windows、Linux等の「基本ソフトウェア(OS)」
  - 一太郎、Excel等の「ビジネスソフトウェア」
  - Illustrator、QuarkXpress等の「デザインソフトウェア」
  - ウィルスバスター、駆すばあと等の  
「ユーティリティソフトウェア」

これらのすべてがソフトウェア管理の対象



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## <参考>ライセンスとは？

- ソフトウェアの「使用权」
  - ソフトウェアメーカー(著作権者)がユーザー(購入者)に対して許諾(許可)する利用の範囲を指す
  - 利用の範囲・・・インストール(複製)など
  - 内容は「使用許諾契約」(書面・クリックオン)などで定められており、ユーザーはこれに同意した範囲でソフトウェアを利用することができる



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## <参考>ライセンスの種類

- パッケージ
  - 通常、箱入りで販売されている形態
  - ほとんどのソフトウェアが1ライセンスで販売されている
- 複数許諾ライセンス(ボリュームライセンス)
  - 箱、マニュアル等はなく、ライセンス証書のみで販売されている形態
  - ライセンス証書などに使用できるPC台数が記載されている
- ユーザライセンス
  - ソフトウェアの使用者数を限定するライセンス形態
  - 管理に際しては注意が必要



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software

## ソフトウェア管理とは？①

ソフトウェアは**デジタル情報**

(劣化のないコピーが容易)



**意識的な管理が必要**



『ソフトウェア管理』

『ライセンス管理』



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software

## ソフトウェア管理とは？②

保有ライセンス数  $\geq$  インストール数

この関係がキープされていれば、  
「ソフトウェアが管理されている」  
「違法コピーはない」  
と言える



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software

## ソフトウェア管理と社会情勢

- ソフトウェア資産管理のISO化  
(国際標準化)
  - ISO19770-1
- 会社法、J-SOX法における内部統制
  - 内部統制報告書への記載
  - システム管理基準追補版(2007/1/19 経済産業省)



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software

## ソフトウェア管理に不可欠な人員

- ソフトウェア管理責任者
  - ソフトウェア管理の実践・運用を取りまとめる人員
  - 企業規模に合わせて、ソフトウェア管理担当者やソフトウェア管理部署を設置する
- 配置パターン
  - 各部署に配置(通常業務との兼務)
  - 情報システム部等専門部署に配置



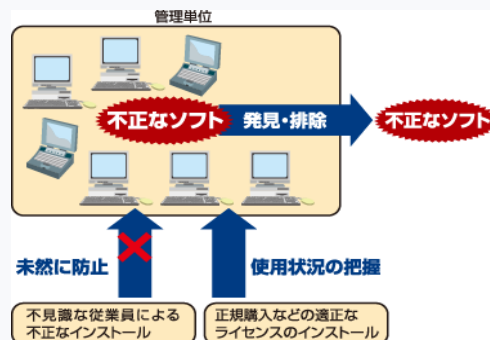
社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## ソフトウェア管理の概要

- ①ソフトウェアの利用状況を把握する
- ②無断インストールを予防する
- ③無断インストールを事後的に発見する



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## ソフトウェア管理の実務①

### ①ソフトウェアの利用状況を把握する

現在、ソフトウェアをどれだけ

- a. 利用(インストール)しているか
- b. 保有(購入)しているか

について確認する

a	→	インストール管理台帳	→	作成
b	→	ライセンス管理台帳		



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## ソフトウェア管理の実務②

### ・インストール管理台帳の作成①

- ◆ 調査担当者が実際に調査する
- ◆ 「ソフトウェア管理支援ツール」を利用して調査する
- ◆ 「ソフトウェア利用調査票」を配布して調査する



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## ソフトウェア管理の実務③

### ・インストール管理台帳の作成②

#### ◆ 調査担当者が実際に調査する

- 調査する台数が少数の場合(30台程度まで)
- 記入内容が統一になる
- 台数によっては過大な負担がかかる



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## ソフトウェア管理の実務④

### ・インストール管理台帳の作成③

#### ◆ 「ソフトウェア管理支援ツール」を利用して調査する

- 調査するコンピュータの台数が多い場合に有効
- 調査対象となるコンピュータやソフトウェアの種類に限定がある場合あり
- ネットワークに接続しておく必要がある場合もあり



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## ソフトウェア管理の実務⑤

### ・インストール管理台帳の作成④

#### ◆ 「ソフトウェア利用調査票」を配布して調査する

- コンピュータの台数に制限はない
- 各ユーザに記入させるため、内容に差が出ないように注意が必要(例: 記入マニュアル等を作成)



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## ソフトウェア管理の実務⑥

### ・ライセンス管理台帳の作成

#### ◆ 「ライセンス証明書」「使用許諾契約書」等の証書を収集

#### ◆ 購買記録の調査

#### ◆ ユーザ登録はがきの控え等を収集

その他(第三者保管記録の確認)

- ◆ ソフトウェアメーカーにユーザ登録状況を確認
- ◆ ソフトウェアの納品状況を納入業者に確認



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## ソフトウェア管理の実務⑦

ACCS

### ②無断インストールを予防する

#### • 規程の整備

- ソフトウェアの管理・購入の部署、担当者の選定
- 購入する正規代理店の選定
- 「購入→インストール→保管」に関する手続き策定
- 台帳の作成・更新者とそのタイミング決定
- ソフトウェア監査の周期、方法、実施者の決定
- 監査等で不正使用があった場合の対処の決定

#### • 従業員への教育



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## ソフトウェア管理の実務⑧

ACCS

### ③無断インストールを事後的に発見する

#### • 定期チェック(ソフトウェア監査)の実施

- 多くの会社では半期に1度
- 常時監視を行っている企業も多い



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## ソフトウェア管理の実務⑨

ACCS

### ・ソフトウェア監査の方法

- ① 「インストール管理台帳」と実際のコンピュータへのインストール状況との照合  
→インストール管理台帳の正確性を担保
- ② 「ライセンス管理台帳」と実際のライセンス証書等との照合  
→ライセンス管理台帳の正確性を担保
- ③ 「インストール管理台帳」と「ライセンス管理台帳」との照合  
→「保有ライセンス数」 $\geq$ 「インストール数」ならOK



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



ACCS

## 中国における 著作権保護の動向



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## 著作権侵害の法的責任

### ○民事責任

…侵害行為の差止、影響の排除、謝罪、損害賠償など

### ○行政処罰(著作権局)→中国独自のシステム

…侵害行為の差止、違法所得の没収、侵害複製品の没収廃棄、罰金(複製権侵害の場合、1件ごとに100元または商品価値金額5倍以下)

### ○刑事責任

…懲役刑および/または罰金(刑法217、218条)  
ただし、適用には一定のハードル(訴追基準)あり



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software

## 知財保護の動向

- WTO加盟によるプレッシャーや産業発展のため、指導部から重要視されている。
- 国家知的財産権戦略の作成。知財保護はすでに基本国策として確立している。
- 強化しつつある刑事保護(公安部と国家著作権局の連携、山鷹行動1号、2号)
- 「情報ネットワーク伝播権保護条例」施行
- 「著作権行政申立指南」施行
- 「企業内正規ソフトウェア使用の推進に関する実施方案」
- PC正規版OSプリインストール推進



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software

## 企業内正規ソフトの使用推進

- 「国家企業内正規ソフトウェアの使用推進グループ」を2006年2月に設立
- 2006年5月、国家著作権局、情報産業部、商務部、財政部など9官庁合同で「企業内正規ソフトウェア使用の推進に関する実施方案」を発表
- 具現化実施方案の作成や、問題のある企業のブラックリスト公表、悪質な企業の処罰を地方政府に要請
- 正規版化推進目標は大手企業から着手。国有企業→外資投資企業→民営の大手企業→中小企業の順で推進していく

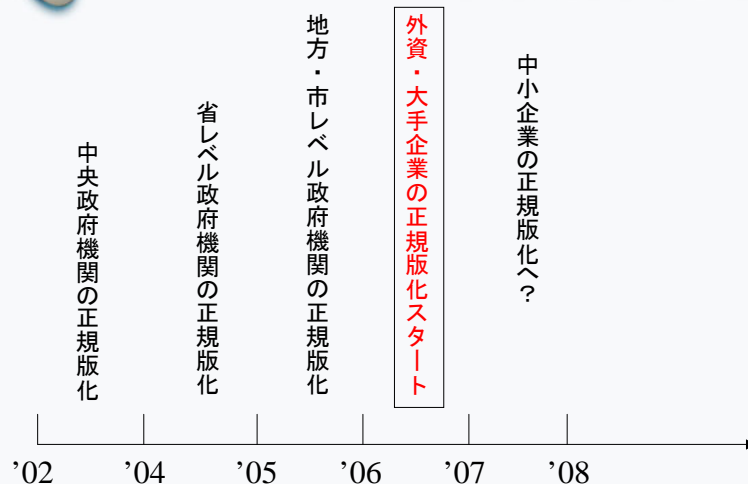


社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## 正規ソフト推進ロードマップ



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## 正規OSプリインストール推進

ACCS

- 2006年3月30日、情報産業部、国家版權局、商務部は合同で「コンピュータにおける正規オペレーティングシステムのプリインストールに関する通知」を発表
- 「レノボ(聯想)」、「Founder(方正)」、「TCL」、「清華同方」の中国上位PCメーカー4社は、マイクロソフトと16億ドル以上のWindows購買契約を締結



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## 企業内違法コピーの摘発

ACCS

- **日系企業・A模具有限会社(江蘇省)**  
2005年、CADソフトの違法コピーが発覚。和解交渉に応じず、罰金50万元の行政処罰。
- **日系企業・B印刷有限公司(北京市)**  
「Adobe Illustrator」などの違法コピーが発覚。2005年1月、権利侵害行為を差し止めと罰金6万元の行政処罰。
- **湖北省の2社、違法コピー利用で行政処罰**  
2006年6月、違法コピーを利用していた「武漢福瑞德自動車部品製造有限公司」と「武漢盛華微系統技術有限公司」に対して、侵害行為の差し止めと、それぞれ罰金10万元、罰金3万元の行政処罰。



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## 大連市における動向

- ・中国初・唯一の「ソフトウェア著作権モデル都市」
- ・企業ソフトウェア正規版化運動

副市長をリーダーに、大連市著作権局など12部門をメンバーとしてチームを設立し、2006年からスタート。これまで約1000社を対象に17回の説明会を実施。

- ・違法コピーをチェックする管理表を企業に提出させる
- ・違法コピーがあれば一定期間に正規ソフト購入を求める
- ・回答がない場合、法の追及やブラックリスト公開等を実施
- ・一方で、優良企業の表彰も実施



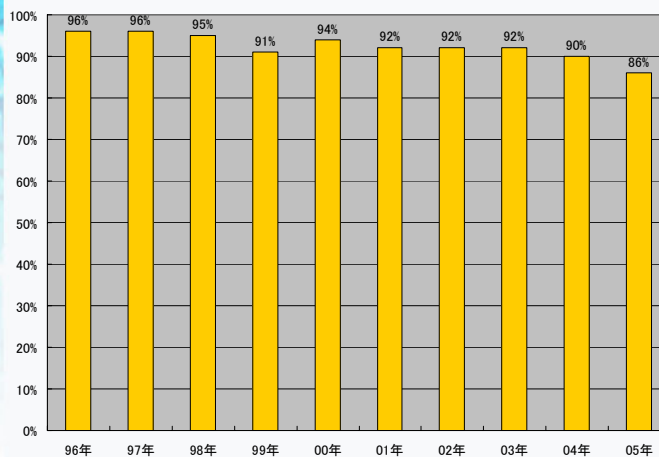
社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software



## 侵害の実態

違法コピー率の推移



06年度以降は「企業内ソフトウェア正規版化」の推進により大幅に低下する見込み


BSA発表資料をもとに作成




社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会


Association of Copyright for Computer Software





# 中国における ACCSによる対応


 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会      Association of Copyright for Computer Software




## 日系企業向けパンフの発行

「日系企業経営者必読！  
中国法に基づいたソフト  
ウェアの適切な管理」

発行：ACCS上海事務所  
法律監修：弁護士法人フラールン  
上海代表処  
寄稿：上海市版權局  
価格：無料



 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会      Association of Copyright for Computer Software

## 注意喚起DMの送付

- 中国著作権関連法規を説明
- 中国における知財保護動向を伝達
- 不正コピーの利用によるリスクを分析
- ソフトウェア資産管理のノウハウを伝達
- 問い合わせへの対応



国家版權局副局長から  
頂いた「応援」の手紙



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software

## 連絡先



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software

## ACCS本部（東京）

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

住所：〒112-0012 東京都文京区大塚5-40-18 友成フォー  
サイトビル5F


TEL：+81-3-5976-5175

FAX：+81-3-5976-5177

WEB：<http://www2.accsjp.or.jp>

※東京メトロ有楽町線「護国寺駅」  
徒歩4分



 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software

## ACCS上海事務所

(日本)電子計算機ソフトウェア著作権協会上海事務所  
(ACCS上海)

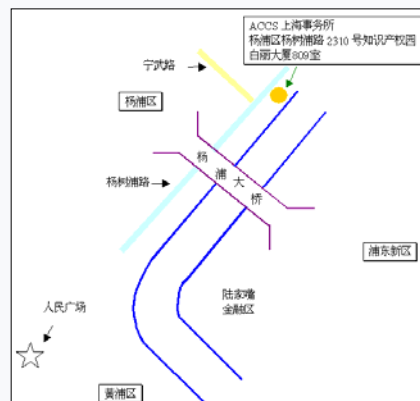
住所：200090中国上海市  
楊浦区楊樹浦路2310号  
白麗大厦809室


TEL：+86-21-6121-1136

FAX：+86-21-6121-1137

E-mail: [shanghai@accsjp.or.jp](mailto:shanghai@accsjp.or.jp)

※楊浦大橋近辺、寧武路との  
交差点そば



 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

Association of Copyright for Computer Software